

# インターネットプロトコル電話用設備 に接続される端末機器の 認証・試験業務を開始しました。

平成 22 年 10 月 25 日付の官報にて、端末設備規則の一部を改正する省令（総務九一）、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令（同九二）が公示され、0AB~J IP 電話（以下「IP 電話」）に係る基準が平成 23 年 4 月 1 日から施行されました。

改正の背景には、IP 電話は、アナログ電話や携帯電話に並ぶ主要な電話端末へと発展した現状がある一方で、IP 電話端末は、現在は「電話端末」ではなく「データ通信端末」とされており、電話として必要な機能が制度上担保されておりませんでした。

ネットワーク保護等の観点から、電話として最低限必要な機能を満たし、且つ、IP 電話特有の課題にも対応するよう所要の制度整備が実施され、IP 電話端末を電話用設備と位置付け技術基準が整備された次第です。

本改正を受け、弊社ではインターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器の試験・認証業務を開始いたしました。

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E

番号例

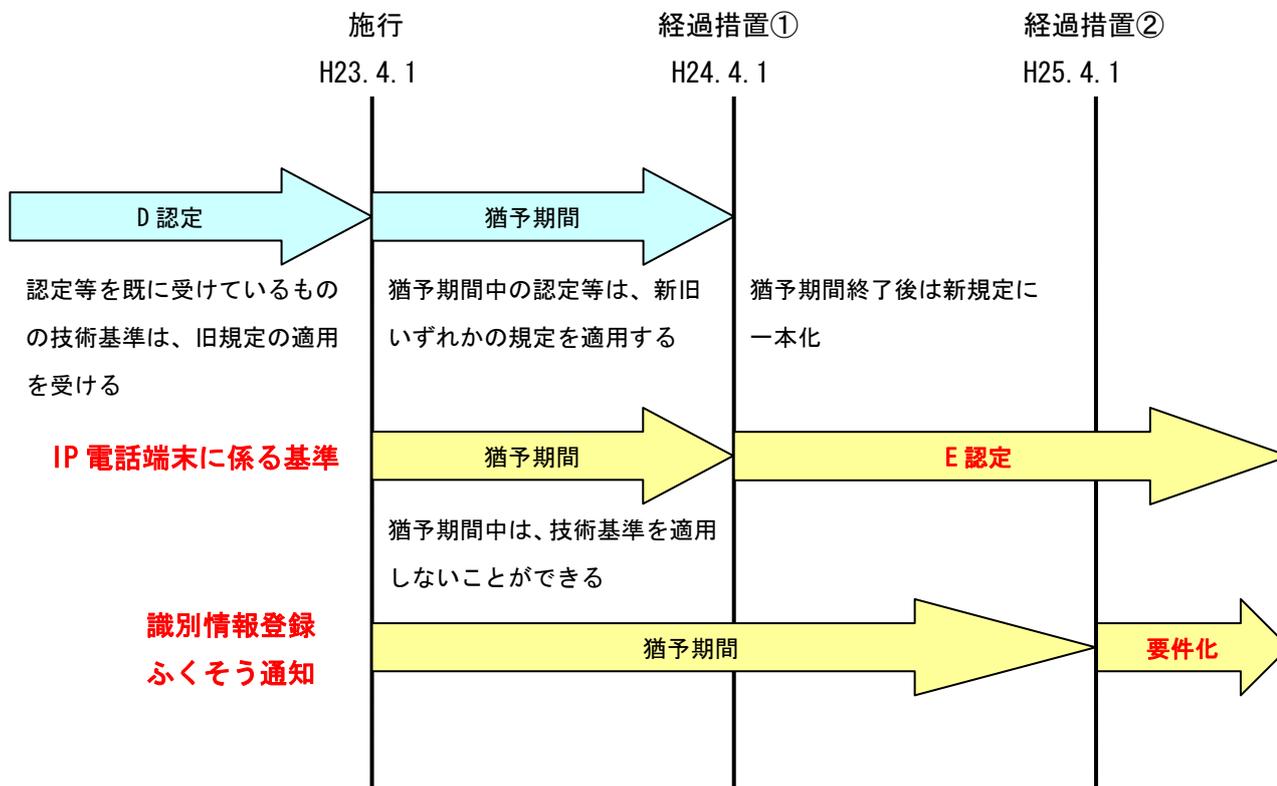


## 端末設備等規則の改正の詳細

端末設備規則	アナログ電話	移動電話	IP 電話	無線呼出	ISDN	データ
基本的機能	第 10 条	第 17 条	第 32 条の 2	-	第 34 条の 2	-
発信の機能	第 11 条	第 18 条	第 32 条の 3	-	第 34 条の 3	-
選択信号の条件	第 12 条	-	-	-	-	-
送信タイミング	-	第 19 条	-	-	-	-
ランダムアクセス制御	-	第 20 条	-	-	-	-
タイムアライメント制御	-	第 21 条	-	-	-	-
位置登録制御	-	第 22 条	-	-	-	-
チャンネル切替指示に従う機能	-	第 23 条	-	-	-	-
受信レベル通知機能	-	第 24 条	-	-	-	-
送信停止指示に従う機能	-	第 25 条	-	-	-	-
受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	-	第 26 条	-	-	-	-
故障時の自動的な送信停止機能	-	第 27 条	-	-	-	-
識別情報登録	-	-	第 32 条の 4	-	-	-
ふくそう通知機能	-	-	第 32 条の 5	-	-	-
重要通信確保	-	第 28 条	-	-	-	-
緊急通報機能	第 12 条の 2	第 28 条の 2	第 32 条の 6	-	第 34 条の 4	-
端末固有情報の変更防止	-	第 29 条	-	第 33 条	-	-
電氣的条件等	第 13 条	-	第 32 条の 7	-	第 34 条の 5	第 34 条の 8
送信電力等	第 14 条	第 30 条	第 32 条の 8	-	第 34 条の 6	-
漏話減衰量	第 15 条	第 31 条	-	-	-	第 34 条の 9
特殊な～端末	第 16 条	第 32 条	第 32 条の 9	第 34 条	第 34 条の 7	-

注: 赤字部分改正箇所

技術基準・認定における施行期日等



## NEWS TOPICS

### Q&A

Q1

認定対象となる IP 電話端末とは、どのような端末なのでしょうか。

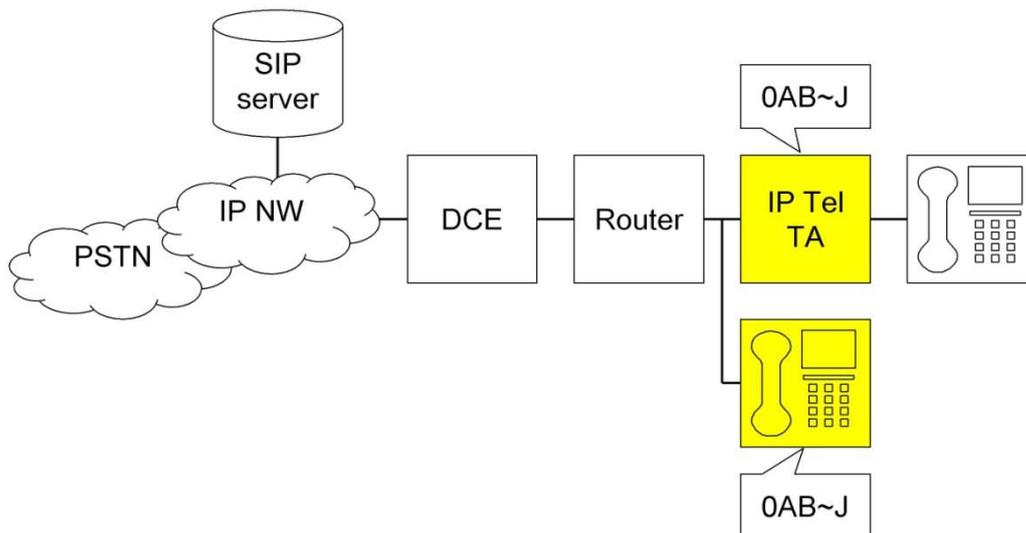
A1

認定対象要件としては、以下の 5 つとなります。

- ① 0AB~J 電話番号を持つこと
- ② IP をサポートすること
- ③ SIP 又は SIP 相当の IP 電話プロトコルをサポートすること
- ④ 通信事業者側の SIP 又は SIP 相当の IP 電話プロトコルをサポートするサーバと通信することにより呼制御を行うこと
- ⑤ 特定の H/W をもつこと

以下、図を交え補足説明いたします。

黄色に塗られている端末が、上記 5 つの条件を満足する、認定対象とします。



SIP server : Session Initiation Protocol server

IP NW : Internet Protocol NetWork

PSTN : Public Switched Telephone Networks

DCE : Data Circuit terminating Equipment

IP Tel TA : IP Telephone Terminal Adaptor

Q2

改正日以前に認定を受けた IP 電話端末について、再認定取得は必要になるのでしょうか。

A2

認定等を既に受けているものの技術基準は、旧規定の適用を受けることとなりますので、通信事業者様他から特別な指示等無い限り、再認定取得は必要ございません。

Q3

認定費用について教えて欲しい。

A3

認定費用については、弊社 HP の業務規程をご覧になるか、又は弊社担当営業までお尋ねください。

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: dspr\_sales@dspr.co.jp